

技術者の専任等に係る取扱いの変更について（お知らせ）

本市発注工事における技術者の専任等に係る取扱いについては、個別案件ごとに定める入札参加資格及び「入札契約に関する共通事項」（以下、「共通事項」という）に規定し、運用しています。

このたび、専任不要期間（工場製作期間）の明確化や働き方改革への対応等のため、共通事項を一部改正し、技術者の専任等に係る取扱いを一部変更します。

1 主な変更点

(1) 工場製作期間における配置技術者の専任義務の例外に関する規定の明確化（改正）

現在の共通事項では「工場製作のみが行われる期間においては、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作が可能な場合は、同一人が各製作を一括して管理することができる」と規定しています。このたび、具体的な確認方法や運用の不明確さを解消するため、工場製作期間における配置技術者の兼任を可能とする条件を明示し、その範囲内で兼任を認める運用とします。なお、具体的な事務手続きについては下記のとおりです。

【具体的な手続き】

ア 契約工期当初から工場製作にかかる技術者を兼任配置させる場合



※「現場施工非稼働期間」には、施工計画作成、現地踏査、事前測量の作業を含みます。現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事等は現場施工期間に含まれるため、兼任可能となる作業には含みません。

上記の図のように、2件目の工事の契約後、現場施工非稼働期間を経て、すぐに工場製作期間に入る案件については、専任を要する工事であっても、契約当初から他の工場製作と兼任させることができます。

その際、落札候補者は「配置技術者・現場代理人（変更）届出書（第6号様式）」等、通常の入札参加資格確認書類に加え、新規様式「工場製作期間通知書」（「ヨコハマ・入札のとびら」内ダウンロードファイル一覧に掲載）を提出してください。

契約第一課は、「工場製作期間通知書」にて、従事中工事の工場製作期間等を確認し、専任不要期間である（兼任可能である）かどうか確認します。

イ 契約工期中、工場製作期間に入るため途中交代して兼任配置させる場合



契約後、工場製作期間に入る前に現場施工を行う工事については、契約当初から工場製作にかかる技術者を兼任配置させることはできません。そのような工事は、現場施工から工場製作への移行期間に技術者の途中交代の申請を受けます。その際、途中交代後の技術者の専任性等の資格審査を行うにあたり、兼任配置をさせる場合は、変更理由書に加え、アと同様の提出書類を求めることとなります。

ウ 他の途中交代について

ア及びイに加え、現在の共通事項でも、工場製作期間から現場施工期間への移行に伴う技術者の途中交代の申請は可能ですが、今後は、途中交代後の技術者の専任性等の資格審査を行うにあたり、新規様式「工場製作期間通知書」を追加でご提出いただく運用とします。ただし、ア及びイと異なり、一部記載の省略が可能となるため、詳細は様式の記載例をご覧ください。

(2) 建設業における働き方改革に対応する技術者の途中交代要件の緩和（新設）

現行規定では、技術者を途中交代した場合、変更後の技術者から変更前の技術者に戻すことはできませんが、出産、育児、介護休業取得後、比較的短期で復職するケースでは、当初から施工に関わっていた技術者を再配置したほうが施工体制上の利点もある場合があります。建設業における働き方改革推進の観点からも、「出産、育児、介護による途中交代」に限り、復職時に、休職前に従事していた工事に再配置できる規定を新設します。

【具体的な手続き】

出産、育児又は介護による事由で途中交代した技術者を再配置させたい場合、当該技術者の専任性等の資格審査資料である「配置技術者・現場代理人（変更）届出書（第6号様式）」等、通常の配置技術者の資格確認書類に加え、復職証明書や休業終了届など、同技術者の復職を証明する書類をご提出ください。

2 その他の変更点

上記のほかにも途中交代の具体的な事由がわかりやすくなるよう軽微な改正等を行っております。詳細は新旧対照表をご確認ください。

3 適用開始時期

令和7年10月7日以降に行われる公告に係る工事請負契約から適用します。

4 添付資料

(1) 【参考様式】工場製作期間通知書

(2) 新旧対照表

※ 「工事・財政局契約・条件付一般競争入札」の共通事項を例としてお示ししていますが、交通局契約、水道局契約、総合評価一般競争入札の共通事項も同様に修正します。

担当

財政局契約第一課工事第一係

電話：045-671-2244

【参考様式】工場製作期間通知書（ヨコハマ・入札のとびら>ダウンロードファイル一覧に掲載）

工場製作期間通知書

年　月　日

(あて先) 横浜市契約事務受任者

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

業者コード

契 約 番 号 :

工事担当課 :

工 事 名 :

工 期 : 契約締結の日から 年 月 日 まで

工場製作期間 : 契約締結の日 から 年 月 日 まで
 年 月 日 から 年 月 日 まで

技術者氏名 :

上記工事に関し、工場製作期間を決定いたしましたので、通知します。

なお、工場製作期間に変更が生じた場合は再度、監督員と協議を行い通知します。

(以下、工場製作期間終了に伴う技術者交代の際は記載不要)

また、当該技術者の他の工場製作期間中の工事への従事（予定）状況は次の通りです。

現在従事中又は従事予定工事なし

工 事 名 :

発 注 機 関 : 横浜市 (契約番号 :) その他 ()

工場製作期間 : 年 月 日 ~ 年 月 日

工 事 名 :

発 注 機 関 : 横浜市 (契約番号 :) その他 ()

工場製作期間 : 年 月 日 ~ 年 月 日

【ア 凡例】

工場製作期間通知書

令和 7年 10月 7日

(あて先) 横浜市契約事務受任者

所 在 地 横浜市中区本町6-50-10

商号又は名称 ○×工業株式会社

代表者職氏名 代表取締役 □□ □□

業者コード 0000000

契 約 番 号 : 1234567890

工事担当課 : ○○局○○課

工 事 名 : ○○駅昇降機新設工事

工 期 : 契約締結の日 から 令和 9 年 3 月 31 日 まで

工場製作期間 : ■ 契約締結の日 から 令和 8 年 10 月 31 日 まで

□ 年 月 日 から 年 月 日 まで

技術者氏名 : △△ △△

工事の契約後、施工計画作成や現地踏査等を経てすぐに工場製作期間に入る場合はこちらに記載してください。

工場製作期間に従事する技術者を記載してください。

上記工事に関し、工場製作期間を決定いたしましたので、通知します。

なお、工場製作期間に変更が生じた場合は再度、監督員と協議を行い通知します。

(以下、工場製作期間終了に伴う技術者交代の際は記載不要)

また、当該技術者の他の工場製作期間中の工事への従事（予定）状況は次の通りです。

□ 現在従事中又は従事予定工事なし

従事される技術者が、すでに同種の工場製作に従事している場合、こちらに記載してください。

なお、兼任する場合、今回受注する工事と工場製作期間が重複している必要があります。

工 事 名 : ◇◇学校昇降機設備改修工事

発 注 機 関 : ■ 横浜市 (契約番号 : 9876543210) □ その他 ()

工場製作期間 : 令和 7 年 1 月 4 日 ~ 令和 8 年 12 月 31 日

工 事 名 :

発 注 機 関 : □ 横浜市 (契約番号 :) □ その他 ()

工場製作期間 : 年 月 日 ~ 年 月 日

【イ 凡例】

工場製作期間通知書

令和 7年 10月 7日

(あて先) 横浜市契約事務受任者

所 在 地 横浜市中区本町6-50-10
商号又は名称 ○×工業株式会社
代表者職氏名 代表取締役 □□ □□
業者コード 0000000

契 約 番 号 : 1234567890

工事担当課 : ○○局施設課

工 事 名 : ○○駅昇降機新設工事

工 期 : 契約締結の日から 令和 9 年 3 月 31 日 まで

工場製作期間 : 契約締結の日 から 年 月 日 まで

令和 7 年 10 月 10 日 から 令和 8 年 3 月 31 日 まで

技術者氏名 : △△ △△

工事の契約後、現場施工期間を経てから工場製作期間に入る場合はこちらに記載してください。

工場製作期間に従事する技術者を記載してください。

上記工事に関し、工場製作期間を決定いたしましたので、通知します。

なお、工場製作期間に変更が生じた場合は再度、監督員と協議を行い通知します。

(以下、工場製作期間終了に伴う技術者交代の際は記載不要)

また、当該技術者の他の工場製作期間中の工事への従事（予定）状況は次の通りです。

現在従事中又は従事予定工事なし

従事される技術者が、すでに同種の工場製作に従事している場合、こちらに記載してください。

なお、兼任する場合、今回受注する工事と工場製作期間が重複している必要があります。

工 事 名 : ○○学校昇降機設備改修工事

発 注 機 関 : 横浜市 (契約番号 : 9876543210) その他 ()

工場製作期間 : 令和 7 年 4 月 1 日 ~ 令和 7 年 12 月 31 日

工 事 名 :

発 注 機 関 : 横浜市 (契約番号 :) その他 ()

工場製作期間 : 年 月 日 ~ 年 月 日

【ウ 凡例】

工場製作期間通知書

令和 7年 10月 31日

(あて先) 横浜市契約事務受任者

所 在 地 横浜市中区本町6-50-10
商号又は名称 ○×工業株式会社
代表者職氏名 代表取締役 □□ □□
業者コード 0000000

契 約 番 号 : 1234567890

工事担当課 : ○○局電気課

工 事 名 : ○○電気室受変電設備設置工事

工 期 : 契約締結の日から 令和 8 年 3 月 11 日 まで

工場製作期間 : 契約締結の日 から 年 月 日 まで

令和 7 年 5 月 1 日 から 令和 7 年 10 月 31 日 まで

技術者氏名 : △△ △△

工場製作期間が終了し、現場施工に入る場合
はこちらに記載してください。

工場製作期間に従事していた技術者
を記載してください。

上記工事に関し、工場製作期間を決定いたしましたので、通知します。

なお、工場製作期間に変更が生じた場合は再度、監督員と協議を行い通知します。

(以下、工場製作期間終了に伴う技術者交代の際は記載不要)

また、当該技術者の他の工場製作期間中の工事への従事（予定）状況は次の通りです。

現在従事中又は従事予定工事なし

以下、記載不要です。

工 事 名 :

発 注 機 関 : 横浜市 (契約番号 :) その他 ()

工場製作期間 : 年 月 日 ~ 年 月 日

工 事 名 :

発 注 機 関 : 横浜市 (契約番号 :) その他 ()

工場製作期間 : 年 月 日 ~ 年 月 日

入札に関する共通事項（工事・財政局契約・条件付一般競争入札） 新旧対照表

旧	新	理由
<p>入札契約に関する共通事項（条件付一般競争入札）</p> <p>【工事・財政局契約・条件付一般競争入札（令和7年<u>4</u>月1日更新版）】</p> <p>個々の発注情報詳細に定める入札参加資格等のほかに、次とおり入札契約に必要な共通事項を定める。</p> <p>(省略)</p> <p>9 その他</p> <p>(省略)</p> <p>(4) 技術者の配置については、次のように定める。</p> <p>ア 配置技術者の届出後、当該工事が完成するまでの間は、当該技術者の変更はできない。ただし、技術者の死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等、技術者の変更が真にやむを得ないと認められる場合又は次に掲げる場合で、新たに配置する技術者が、工事ごとに定める入札参加資格（変更すべき事由が生じた日を基準日とする。）を満たすと確認された場合はこの限りでない。なお、技術者を変更しようとする場合には、工事監督課及び財政局契約第一課へ直ちに届け出なくてはならない。</p> <p>(ア) 工場製作を含む工事については、工場製作のみが行われる期間と現場施工期間とで技術者を変更することができる。<u>なお、工場製作のみが行われる期間においては、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作が可能な場合は、同一人が各製作を一括して管理することができる。</u></p> <p>(イ) 受注者の責によらない理由により工事中止又は<u>工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合</u></p>	<p>入札契約に関する共通事項（条件付一般競争入札）</p> <p>【工事・財政局契約・条件付一般競争入札（令和7年<u>10</u>月<u>7</u>日更新版）】</p> <p>個々の発注情報詳細に定める入札参加資格等のほかに、次とおり入札契約に必要な共通事項を定める。</p> <p>(省略)</p> <p>9 その他</p> <p>(省略)</p> <p>(4) 技術者の配置については、次のように定める。</p> <p>ア 配置技術者の届出後、当該工事が完成するまでの間は、当該技術者の変更はできない。ただし、技術者の死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等、技術者の変更が真にやむを得ないと認められる場合又は次に掲げる場合で、新たに配置する技術者が、工事ごとに定める入札参加資格（変更すべき事由が生じた日を基準日とする。）を満たすと確認された場合はこの限りでない。なお、技術者を変更しようとする場合には、工事監督課及び財政局契約第一課へ直ちに届け出なくてはならない。</p> <p>(ア) 工場製作を含む工事については、工場製作のみが行われる期間と現場施工期間とで技術者を変更することができる。<u>削除</u></p> <p>(イ) 受注者の責によらない理由により工事中止又は<u>大幅な工期延期となった場合（大幅な工期延期とは「延期期間が当初工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超える場合」を目安とする。）</u>。ただし、工</p>	<p>10月7日公告分に合わせて適用</p> <p>明確化のため、9(4)才に一部移行</p> <p>明確化</p>

入札に関する共通事項（工事・財政局契約・条件付一般競争入札） 新旧対照表

旧	新	理由
<p>(イ) 一つの契約工期が多年に及ぶ場合であって、かつ<u>契約から1年以上が経過した場合</u></p> <p>イ 技術者を専任で配置する場合において、当該工事の請負代金額が1億円未満（工種「建築」の場合は2億円未満）かつ建設業法第二十六条第三項第一号に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、当該施工現場を含めて2件まで兼任させることができる。この場合、建設業法第二十六条第三項第一号ロ及びハにかかる要件については6(4)に定める確認を行わないことから、施工段階において適正な履行を行い、監督員の点検を受けること。 なお、これに基づき配置技術者を別の現場と兼任させる場合には、落札の決定後に、従事中工事及び当該工事の工事監督課へ速やかに連絡すること。</p> <p>ウ 監理技術者を配置する場合において、当該監理技術者に加えて監理技術者補佐を当該施工現場に専任で配置するときは、当該監理技術者を専任で配置することを要せず、他の工事（監理技術者の行うべき職務を補佐する者）を施工現場に専任で配置している場合に限る。）における監理技術者を当該施工現場を含めて2件まで兼任させることができる。この場合における監理技術者補佐は、落札候補（予定）者通知日の送付日において、直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、当該雇用期間が3か月間経過しており、他の工事に従事していない者でなければならない。また、監理技術者補佐を配置しようとする落札候補者は、6(6)に定める書類の提出と併せて、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p>	<p><u>期延期により、技術者が予定していた他の工事へ従事できなくなる場合等、やむを得ない場合についても、工事担当課と協議のうえ、変更を認めるものとする。</u></p> <p>(イ) 一つの契約工期が多年に及ぶ場合であって、かつ<u>1年以上の期間連續して技術者として従事している場合</u></p> <p><u>(エ) 技術者の出産、育児又は介護による事由で変更した後に、変更前の技術者が復職し、当該工事に再配置させる場合</u></p> <p>イ 技術者を専任で配置する場合において、当該工事の請負代金額が1億円未満（工種「建築」の場合は2億円未満）かつ建設業法第二十六条第三項第一号に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、当該施工現場を含めて2件まで兼任させることができる。この場合、建設業法第二十六条第三項第一号ロ及びハにかかる要件については6(4)に定める確認を行わないことから、施工段階において適正な履行を行い、監督員の点検を受けること。 なお、これに基づき配置技術者を別の現場と兼任させる場合には、落札の決定後に、従事中工事及び当該工事の工事監督課へ速やかに連絡すること。</p> <p>ウ 監理技術者を配置する場合において、当該監理技術者に加えて監理技術者補佐を当該施工現場に専任で配置するときは、当該監理技術者を専任で配置することを要せず、他の工事（監理技術者の行うべき職務を補佐する者）を施工現場に専任で配置している場合に限る。）における監理技術者を当該施工現場を含めて2件まで兼任させることができる。この場合における監理技術者補佐は、落札候補（予定）者通知日の送付日において、直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、当該雇用期間が3か月間経過しており、他の工事に従事していない者でなければならない。また、監理技術者補佐を配置しようとする落札候補者は、6(6)に定める書類の提出と併せて、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p>	<p>明確化</p> <p>新設</p>

入札に関する共通事項（工事・財政局契約・条件付一般競争入札） 新旧対照表

旧	新	理由
<p>(ア) 配置技術者・現場代理人（変更）届出書（第6号様式）（技術者欄に監理技術者補佐の氏名等必要事項を記載したもの）</p> <p>(イ) 配置する監理技術者補佐の資格を証明する書類（建設業法に定める技術検定の合格証明書の写し等）</p> <p>(ウ) 配置する監理技術者補佐の雇用（期間）が確認できる書類（健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者証の写し等）</p> <p>エ 技術者を専任で配置する場合において、建設業法第二十六条の五に定める要件を満たす場合には、建設業の許可における営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者）を配置することができる。この場合、6(6)に定める書類の提出と併せて、建設業法施行規則に定める営業所技術者等一覧表等を提出すること。また、建設業法第二十六条の五第一項第三号及び第四号にかかる要件については6(4)に定める確認を行わないことから、施工段階において適正な履行を行い、監督員の点検を受けること。</p>	<p>(ア) 配置技術者・現場代理人（変更）届出書（第6号様式）（技術者欄に監理技術者補佐の氏名等必要事項を記載したもの）</p> <p>(イ) 配置する監理技術者補佐の資格を証明する書類（建設業法に定める技術検定の合格証明書の写し等）</p> <p>(ウ) 配置する監理技術者補佐の雇用（期間）が確認できる書類（健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者証の写し等）</p> <p>エ 技術者を専任で配置する場合において、建設業法第二十六条の五に定める要件を満たす場合には、建設業の許可における営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者）を配置することができる。この場合、6(6)に定める書類の提出と併せて、建設業法施行規則に定める営業所技術者等一覧表等を提出すること。また、建設業法第二十六条の五第一項第三号及び第四号にかかる要件については6(4)に定める確認を行わないことから、施工段階において適正な履行を行い、監督員の点検を受けること。</p> <p><u>オ 工場製作を含む工事で技術者を専任で配置する場合、工場製作期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面に明示されていれば、同一工場内で他の同種工事（本市発注工事については原則として同工種工事）に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行い、同一の技術者がこれらの製作を一括して管理できる限りにおいて、工場製作期間中は工事を兼任させることができる。この場合、6(6)に定める書類の提出と併せて、工場製作期間が明示された書類を提出すること。</u></p> <p><u>カ 契約の締結後、(2)により明示された工事又は既契約と密接な関連がある随意契約の工事（追加工事）において、同一の技術者が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的である場合、兼任させることができる。</u></p>	<p>明確化のため、9(4)ア(ア)から移行して新設</p> <p>新設</p>
(省略)	(省略)	